

## 多度津町農業委員会議事録

平成28年6月17日午前9時31分より午前10時22分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 使用貸借解約通知について（報告）                                    |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                                |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                |
| 議案第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について                     |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について            |
| 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告    | その他   |

出席状況  
出席委員(23名)

議長	秋 山 義 充
職務代理者(2番)	斯 波 貞 和
職務代理者(3番)	長 目 俊 彦
4番委員	谷 口 正 則
5番委員	亀 山 家 均
6番委員	堀 西 和 徹
7番委員	大 村 井 登 芳
8番委員	山 地 正 夫
9番委員	松 岡 安 男
10番委員	香 川 泰 篤
11番委員	大 谷 敏 則
12番委員	土 田 敏 雄
13番委員	三 野 敏 彦
14番委員	山 地 孝 雄
15番委員	横 關 幹 夫
17番委員	矢 野 和 幸
18番委員	大 島 弘 弘
19番委員	中 津 浦 久 正
20番委員	松 浦 俊 昌
22番委員	藪 昌 正 子
23番委員	塩 入 達 彦
24番委員	篠 原 壽 雄

欠席委員(2名)

16番委員	塚 本 繁 造
21番委員	山 崎 義 行

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口 賢司
農地係長	吉田 清司
農地係	橋本 知子

事務局長 おはようございます。  
ただいまより平成28年7月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

会長 それでは、開催に当たりまして秋山会長よりご挨拶申し上げます。  
おはようございます。  
梅雨ということでございますが、また明日あたりから3日ぐらい雨の予報が出ていますが、田植えも本格的な田植えの時期になってまいりまして、皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

事務局長 いつものように、農地法の改正、委員会法の改正等ございまして、また閉会后、事務局予定しているようでございます。よろしくまたお願い申し上げたらと思います。  
それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。  
それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。塚本委員さん、山崎委員さんが所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。  
次に、本会議の成立でございますが、出席委員は25名中23名でございますので、多度津町農業委員会規則第6条でございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。  
本日は全ての議案が終了した後、建設課、伊藤副主幹によります地籍調査に係る研修会を30分程度行います。また、農業委員会新制度への移行に関する協議も行いますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長にお願いいたします。

議長 議案に入ります前に、まず署名委員の選出でございますが、例によりまして私のほうより指名させていただきます。9番山地委員さん、10番松岡委員さん、よろしくお願いいたします。

7番委員 それから、昨日の小委員会の報告のほうを代表者の方、よろしくお願いいたします。  
失礼します。それでは、私のほうから昨日の小委員会のご報告をいたしたいと思っております。  
恒例のように午前9時から、正副会長さん並びに村井、山地両委員、それと私、事務局の方で局長さんなり、吉田氏の8名で、まず本日のご

提案の2、3、4号議案の合計6件の現地確認を行いました。

特に問題はないんですけども、簡単にといいますか、一部報告程度に聞いていただけたらと思うんですけども、第3号議案のNo.3のところで、冒頭言いましたように特に問題はないんですけども、一部すでに駐車場的なことで利用している部分がありましたけども、再度言いますけども問題はないと思います。ご報告程度でお聞きいただけたらというふうに思っております。

それから、第4号議案の1番の件につきましても、過去にもこういったことが何件も出てきとったようではございますけれども、今回のこの変更が2回目というふうなことになるようです。これもご報告ということで頭に入れておいていただけたらと思います。

そのほかの件につきましては、特に問題なく、昨日は終えております。あと、どうしようかというところで、本日の提案議案なり、その他のところでのご説明をいただいて終了してもらいます。

以上、ご報告にかえさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに入りたいと思います。

議案第1号 使用貸借解約通知について（報告）、事務局よろしく願いいたします。

事務局

それでは、議案書の1ページをごらんください。

**【議案第1号1番について 議案書を基に朗読】**

なお、補足といたしまして、借り手の変更は議案第6号のNo.19にありますように、機構を通じて借り手を変更いたします。

以上です。

議長

報告案件ということでよろしく願いいたしたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

**【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】**

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由としては、農業用倉庫となっております、まず農地の区分と目的については適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成28年8月1日、工事

完了が平成28年11月1日となっていますので、転用の確実性は認められます。

その他の基準についてですが、転用面積については、1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当していません。

今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 皆さんほうから何かご意見、ご質問等ございましたら、ご発言のほどお願いします。

香川さんのところかいな。

11 番委員 そうです。この方が多度津中学校の南側、元、プールがあったんです。そこを勝手に、無断転用で駐車場、車庫をつくっただけですよ。それは早いとこどうぞせいと話したら、とりあえず工事、県道の工事してまずけど、そこを道をつけておられるようにしてくれたんで、そこに一応農舎建てて、そちらのほうへ全部移して、無断転用しとった分をもとに戻しますと言ってたんで、そういうことで一応。

議長 そうですな。

5 番委員 済みません、ちょっと教えていただきたいんですけど。

議長 どうぞ。

5 番委員 この263平米、地目は田ということなんですけど、そこに46.2の農業用倉庫を建てるということ。転用ということは、その1筆全部を転用するということですか。

議長 私が言うのも何ですけど、結局亀山さんが見とるとはどこを言うのかということ、263に対して46.20はということや。

5 番委員 はい。

議長 それは、申請用農地。46.20は……。

5 番委員 倉庫。

議長 建物の建坪ということかな。

事務局 転用面積については1筆が263平米、その納屋としては46.2平米、残りについては、先ほど香川委員さんからもありましたように自分の車、トラクターなどを入れる駐車スペース、あと転回場という形で、利用計画のほうはそういうふうに出されていますので、支障はないかなと思います。

議長 案件は263を対象に審議すると。結局、建ぺい率の問題を言よんかもわからん。最近建ぺい率が出んのやけど、建ぺい率というものもあるん

ですわ。

5 番委員

それだけでなく、大きな田の一角に作業場所とか倉庫を建てる時に、そのまま現況の農地でいけるというような話をどっかから、確かな話ではないんですけど聞いたことあるもんですから。

議長

その場合には、大きく広いところに行くとやっぱり建ぺい率の問題が出てくるんですな。ほいじゃけえ、それに見合う263の中に、今資料渡したんが結局ここは建物だけやけど、もう一つ駐車場というのも入れとったほうがよかったんかも。

堀家さんどうぞ。

6 番委員

今の話だけど、基本的に、私が入るとんは建物の面積の10倍までやったら大体認めてくれるんよ。造成する。

議長

細かく言うたら建ぺい率ちょっと確認せないかんのがある

6 番委員

極端に言や、住宅でも一緒じゃけど、30坪の家を建てたと、ほんなら3,000平米までいける。大体10倍までの面積を認めてくれるみたい。住宅の中で。

議長

それは住宅のほう。

6 番委員

はい。

議長

ちょっとそこらがわからんのやけど。

6 番委員

これ46平米あるわな、この農業用倉庫が。ほんなら460までじゃったら大体一般的に通るみたいな感じ。

議長

それは税務課のほう、建設課のほう。税務課のほうやな。それはあくまでも農地、宅地含めてということやな。

6 番委員

そうです。

議長

農地もそういう対象になるということ。

議長

ああ、そうですか。そこらの細かいことはまた建ぺい率のことも含めて、建築確認等々で。

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ないようでございますから、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番から4番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項を説明します。

農地の区分と目的につきましては農業振興地域内の農用地でありましたが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由としては農家住宅の宅地拡張となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成28年9月1日、工事完了が平成29年2月20日となっておりますので転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計250万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以下のため開発許可の協議には該当しません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては農業振興地域内の農用地でありましたが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として中古自動車展示スペースとなっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成28年8月1日、工事完了が平成28年9月1日となっておりますので転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計1200万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以下のため開発許可の協議には該当しません。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては農業振興地域内の農用地でありましたが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として非農家の自己住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成28年8月10日、工事完了が平成29年4月30日となっておりますので転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計1,700万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以下のため開発許可の協議には該当しません。

番号4番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては農業振興地域内の農用地でありまし

たが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として非農家の自己住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成28年8月1日、工事完了が平成28年10月31日となっておりますので転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計2,650万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以下のため開発許可の協議には該当しません。

以上、4件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

24 番委員 案件1番の分ですけども、この方住宅を2棟建てるんですか。

10 番委員 ちょっとうちの隣やからちょっと説明させていただくとね、息子が家を建てるそうで、それでこの息子というのが籍が入ってないんです。前の旦那さんの子どもで、それで年がいったもんで、籍は入れてないけど息子にみてもらおうというために、息子の家を建てるのに進入の道路がちょっと狭いんで、その進入道路をつくるために2棟を買ったということです。

事務局 済みません、ちょっとそしたら図でちょっと説明させていただきます。

議長 そうやな。それぞれに片方に進入路等入れとったほうがよかったんかもわからん。この農家住宅というところを。

事務局長 筆が2つあるから。

議長 これ真ん中に線入れてそれぞれにな。宅地と進入路と書いといて。使用目的のとこだけを。

事務局長 米印ぐらいは参考に、次回から。きちんとした表現の人は宅地かもしれん。

事務局 今回この母屋の建ってるところに新しく家を建てます。今まではこちらの赤い、こう進入してたのですが、ここに新しく家を建てるに当たって、今使っている道ではここが建てれない道幅です。そのためにこちらの1279番1番地と1277の1の2筆を農振除外かけて、農地転用かけました。この2筆を使って、この幅が4メートル確保できるように

なりまして、この家が建つように建築条件がクリアになりました。

接道、建築確認上、接道は1軒につき2メートルという形になってまして、現状でこちらの道だけではここの建築確認がおりないという形を中讃土木のほうと協議してまして、こちらの2筆を購入することによってここが建つという形になりました。現状でこちらだけではこの家が建つことができないので、この2枚を購入することによって、ここが建つようになります。

24 番委員      そこはもう農地転用できとるわけやな。ほんで、今見たら、建物を建てるから建物を建てる所を農地転用するんだと思ったら、そうじゃなしに建物を建てるために進入道か、それをすることやな。

事務局          そうですね。結局この家の宅地拡張になるんですね。進入路といいますか。この敷地の拡張という形で申請受け付けました。

4 番委員      それ進入路やったらそこでストップかいな。

事務局          そうですね。ここがもう切れてますので。

4 番委員      そこでストップ。

事務局          はい。

議長            こうと違うんか。僕が思うのは今思たんやけど、ここ宅地拡張ということは、家は目的はここでもこの宅地を拡張するということか。ここはちょうど隣接しとるきん、転用になるということやな。

これはだめですよ、狭いからだめですよと。今ので言ったらここは町道やきん、これは宅地になると、宅地拡張というのを使うてるのちゃうん。ほんで、実際はここだけをやるということで、これも宅地になるん。

事務局          そうです。

議長            目的はここやけどということ。

事務局          最終目的は家を建てることなんですけども、建てることに対して、この2筆を転用かけなければ入ることができない、建てることできないという形ですね。

議長            事務局言よったんよ、1軒で2メートル、2軒で4メートル、3軒以上で4.5メートル以上とかというんがあるやろ。宅地拡張、やっぱりこの書類でええんかな。実際はそこへするけど。

24 番委員      たまたまこれ建築の面積とその面積が一緒になっとんやろ、何かややこしいんが。上の分は169の地目を変更して169平米の家を建てるというてなってるから、何かこっちの分かなと思って。

議長            建てるんはこっちやろ。母屋のほうへ建てるんやろ。

24 番委員      それは同じ数字になってるでしょう。

事務局局長      たまたま、2筆が1筆ずつ同じぐらいの面積やったいうん。

議長 それは宅地の拡張だけやろ。

24 番委員 うんうん、それが建物と同じ面積になつとるから、ほんで何か話がややこしくなってるから、こっちの道路やと思わなんだから、建物建てるとこの宅地の申請かなと思ったから。そうじゃない、たまたま一緒になったんやな。

議長 わしも最初のころはそう思ったけど。

24 番委員 たまたま2つともが同じ数字になっているから、おかしいなと思って。

7 番委員 済みません。

事務局 どうぞ。

7 番委員 今言った、今回の条件としたら今言う宅地拡張ということでこうしたわけじゃけど、公衆用道路、いわゆる私有地にという格好にはできんの。税金が宅地にするんと公衆用道路にしとくとやったら。

議長 できんことはないわ。

7 番委員 今回の農地法のこれでは関係ない話なんやけど、名目は宅地拡張でなしに、公衆用道路というあれではできんのですか。

議長 できるでしょう。

17 番委員 これ1軒だけでしょう。

8 番委員 これ下が、本人のもんにならんでしょう。みんなが通れんようにならんと。

7 番委員 公衆用道路はみんな通れんと。

13 番委員 通れんで。

8 番委員 所有者が、家を建てるために進入路の宅地拡張してなかったらいかん。

10 番委員 今、道路つけるというその先に田んぼあるんやけどね、田んぼがその道から入る田んぼが2枚あるんですわ。とりあえずは通らせてくれるという話ではしとんやけどね。

議長 実際はそういう形でいくんや。

10 番委員 そうそうそうそう。

議長 大西君が言うように公衆用道路的にいくんや。通らせてやる言うたらな。

10 番委員 通らせてもらうようには言うとんやけどね。

8 番委員 公にはせんほうがええわな。個人での宅地拡張のほうが行く行くはな。

事務局 長 その辺の税務課の関係の税の課税になってくると思うんですが、また来月までに調べときます。

事務局 一応土地利用の話は先ほど松岡さんから言われたように、入り口はつくりまます。とめることはなく、農作業用出入り口としてはここつくりまます。というふうにご利用計画図はなっておりますので、塞ぐということは

ありません。皆さんが通れるようにはこうします。

15 番委員

ちょっと1つだけ。

議長

はいどうぞ。

15 番委員

ちょっと変なんやけどね、自分の家に入るためにももちろん宅地として拡張したわけですよ。

議長

今現在の。

15 番委員

宅地として買ったわけですよ。ほんなら、お隣の田んぼへも入るためにそこを使わせてやるという話がちらっと出ましたよね。そうすると、宅地として買った人はその下に入る人も本来なら分担をしてその宅地を通らんと、自分は通れないわけですよ。本来的には。

議長

そうやな。

15 番委員

その辺がなあなあでいきよったらいかんなあ言うたら終わりですよ。

19 番委員

そうそう。代が変わったり、仲が悪くなったらそんなんなの。

15 番委員

その辺がちょっと。田に入るんに使いますというんがそれだけちょっと気になる。

議長

そりゃそうよ。そら、宅地拡張、山地さんが言うとおりのや。

15 番委員

家の中通してやるよ言いよるもんですよ。

議長

担当は松岡さんとこかな。

10 番委員

担当は土田さんなんやけど、うちが隣やけんね。隣がもう境になって担当は土田さんになっとんや。

議長

要は、土田君、隣接の田んぼを耕作するのに通路や排水は問題ないかということやな。

13 番委員

ありません。

10 番委員

持ち主が放棄して荒廃農地になっとんですわ。これ私らのグループに加入しとんやけどね。ほんなら、その隣の2軒入る人がおるんや。だから、今のところ通ってもかまんという話やけどね。それも代がかわったらまたわからん。

議長

そこで土田君、宅地として通せるんやけん、だめよ言うたら通れんようになる。矢野さん言うた、松岡さん心配しとん。それは大丈夫かということ。

13 番委員

それは大丈夫でしょう。

議長

どっかから入るとこあるんやな、だめや言うても。

10 番委員

今まではね、高嶋博さんという田んぼがあったんやけど、そこがもう、田んぼせん、そのまんまほったらかしにしとんやな。その道を通って、その畑を通って入っていきよったわけです。

8 番委員

ああ、そうなん。それがなしになったら通るところがない。あそこ通る

しかない。

10 番委員  
議長

よその田んぼの中に入って通っていかな、2枚いうんは入れんのや。  
僕ふと思うんは、大西君が言うようにこれ宅地拡張じゃなしに公衆用  
道路にしたら、無理に公衆にせんたって道路にしたら、宅地にしとった  
らだめよというたらだめになるんじゃないかな。地元として……。

13 番委員  
議長

そういう開き直るような人じゃないけん大丈夫やって。  
よっしゃよっしゃ。ということでございまして、皆さんの言われとる  
心配はないということで。

4 番委員  
議長

そこまで心配せんでええっちゅうに。それでええと思う。  
ほかにございせんか。

(なし の声あり)

ないようでございましたら、議案第3号を承認することにご異議ござ  
いせんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号は承認といたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の  
事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更  
申請について。

**【議案第4号1番について 議案書を基に朗読】**

以上です。

議長

ということでございますが、事業計画変更、伸びとるといことかな。  
よろしいでしょうか。

(なし の声あり)

ないようでございましたら、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

ないようでございますので、議案第4号を承認といたします。

続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の  
規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

お願いいたします。

事務局

議案書の6ページ、7ページをごらんください。

多度津町長より、農用地利用集積計画の決定を求められています。1  
0件の申請があり、全て新規の設定になります。うち9件は使用貸借権  
になり、面積は1万2,711平方メートル、全て田になります。1件  
が賃借権で地目は畑、面積は1,054平方メートルになります。

なお、こちらは次の議案第6号の農用地利用配分計画に関連しており

ます。

以上です。

議長

第5号、第6号とも関連ございますが、よろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

ないようですので、議案第5号を承認いたします。

続きまして、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題いたします。

農業委員会等に関する法律の第24条の議事参与の制限の関係で該当いたします横関委員一時退席をお願いします。

(横関委員退席)

お願いいたします。

事務局

では、議案書の7ページをごらんください。

農業委員会において意見聴取することになっております。

【議案第6号1番から4番について 議案書を基に朗読】

以上です。

議長

ということで、皆さんのほうからいかがでしょうか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、よろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

ないということで、議案第6号を承認いたします。

(横関委員着席)

続きまして、その他、事務局お願いいたします。

事務局長

それでは、事務局よりご報告いたします案件が4点ございます。

1点目は農地等の相続税、贈与税、納税猶予制度について、2点目は利用状況調査及び荒廃農地調査について、3点目は全国農業新聞の普及推進について、4点目は農地集積及び農業委員会制度先進地視察についてでございます。

事務局

【その他4点について事務局より説明】

事務局長

報告、その他は以上でございます。

議長

ということで、きょうの日程は終了したわけですけど。

事務局長

最後に、来月の予定についてお知らせいたします。7月の小委員会は20日水曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員さんは10番の松岡委員さん、11番の香川委員さん、12番の大谷委員さんをお願いいたします。

定例会は、翌21日木曜日の午前9時30分からこの第1会議室で行

います。署名委員さんは11番の香川委員さん、12番の大谷委員さん、13番の土田委員さんのうち2名の方をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上ですな。一応、閉会后また皆さんとともに検討会を。でございます。全体を通しまして何か皆さんのほうからございましたら。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、これで一応閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。